

公立病院改革プランの概要

団 体 名		神奈川県三浦市					
プ ラ ン の 名 称		三浦市立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 25日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 25年度					
病院の現状	病 院 名	三浦市立病院					
	所 在 地	神奈川県三浦市岬陽町4番33号					
	病 床 数	一般病床136床					
	診 療 科 目	内科 神経内科 外科 整形外科 眼科 耳鼻いんこう科 小児科 産婦人科 リハビリテーション科 麻酔科、脳神経外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立病院として地域医療の基幹的な役割を果たす 市内唯一の総合病院として、民間医療機関で担うことのできない高度・専門医療を提供するとともに、救急告示病院として、一次及び二次救急を担う。 ・ 自己完結型から地域完結型に転換 それぞれの医療機関や福祉施設が、得意分野を生かして機能や役割を分担するとともに、地域的なネットワークにより、医療、介護サービスを提供できるような仕組みを目指し、地域完結型医療への転換を図る。 ・ ネットワークで安全、安心の医療を提供 病々、病診の連携を強化し、地域のネットワークにより、安全、安心の医療を提供する。 ・ 市民全員の生涯的・統一的健康管理 健康管理データの一元化を図り、市民の生涯的・統一的健康管理を行う。 					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急医療の確保に要する経費(特別交付税措置分相当額+所要人件費及び物件費相当額からその収入を差し引いた分) ・ 病院事業会計に係る共済組合追加費用の負担に要する経費の45% ・ 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 ・ 保健衛生行政事務に要する経費のうち、医療相談等保健衛生派遣費用 ・ 高度医療に要する経費(高度医療に係る所要人件費及び物件費相当額からその収入を差し引いた分) ・ 研修研究費 ・ リハビリテーション医療に要する経費(所要人件費及び物件費相当額からその収入を差し引いた分) ・ 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費 ・ 病院事業債元利償還金の2/3(14年度以前分)ないし1/2(15年度以降分)相当額 ・ 病院の建設改良に要する経費の1/2(起債分を除く) 					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	79.6	80.7	91.5	96.8	102.4	
	職員給与費比率	62.5	60.8	58.0	54.9	52.7	
	病床利用率	80.0	73.2	83.9	88.2	92.0	
	患者1人1日当たり診療収入(入院)	29,550	30,012	31,616	30,762	29,929	単位(円)
	患者1人1日当たり診療収入(外来)	5,528	5,553	5,786	6,014	6,035	単位(円)
上記目標数値設定の考え方		<p>計画3ヶ年度目に当る平成23年度に経常黒字化を目指す。 任意項目としては、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した。 (経常黒字化の目標年度:23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	三浦市(三浦市立病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	年延入院患者数	39,821	36,338	41,641	43,783	45,817	年間延べ件数
	年延外来患者数	114,615	108,926	120,711	124,313	126,910	年間延べ件数
	紹介件数	972	1,217	1,462	1,707	1,952	年間延べ件数
	逆紹介件数	1,032	1,277	1,522	1,767	2,012	年間延べ件数
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期 経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	○平成2年4月1日から医事事務を完全委託化。 ○平成20年4月1日から病院給食業務の民間委託実施。 ○平成20年4月1日から、民間病院等経営経験の民間人を任期付き一般職員(事務長)として採用し経営改革に着手。					
	事業規模・形態の見直し	○平成22年度から地方公営企業法全部適用を前提に制度等の検討を進める。					
	経費削減・抑制対策	【人件費】 1.業務量及び業務内容を判断し、事務職員の適正配置を心がけ、最低限必要な人数で機能するよう非常勤職員の活用を積極的に図る。 2.(H20.7.1実施)平成20年度中の人事異動を進め、平成20年3月31日現在の12名の事務局職員を平成20年9月1日において8名とした。(年間効果額3,900万円) 3.(H20.7.1実施)看護師祝日勤務時間外勤務手当の振替休日シフト。(年間効果額1,200万円) 4.(H20.9.1実施)常勤医師確保による非常勤当直医師数の削減による影響額。(年間効果額2,080万円) 5.(継続的に)常勤医師確保による非常勤医師賃金の減(年間効果額約3,200万円) 【委託料】 1.(H20.5.1実施)医事業務委託の複数年契約(年間効果額380万円) 2.(H20.10.1実施)院内医事システムSE駐在委託の見直し(年間効果額460万円) 3.(H20.9.1実施)面会受付業務の見直し(年間効果額200万円) 4.(H20.10.1実施)から随時)各種保守業務等の見直し(年間効果額2,600万円) 【SPD関連経費】 1.SPDシステムによる在庫管理を徹底するため、専門業者への委託化を進める。(年間効果額2,400万円)					
	収入増加・確保対策	1.(H20.7.1実施)良質な医療の提供と収益性の向上を図るため、入院基本料7対1を実施(年間効果額4,500万円) 2.(H20.9.1実施)糖尿病教育入院の実施(年間効果額400万円) 3.(H20.8.1実施)亜急性期病床の算定実施(年間効果額2,400万円) 4.(H20.7.1実施)診療報酬精度調査による診療報酬請求の向上(実施効果額5,800万円) 5.(H20.10.1実施)脳神経外科外来の実施による、入院・外来の増(年間効果額1,800万円) 6.(H20.10.1実施)生活習慣病管理料採用による長期投与見直し(年間効果額3,700万円) 7.(H20.9.1～実施)開業医との連携による検体検査受託(年間効果額3,600万円)					
その他	○CS(患者満足度)、ES(職員満足度)の向上による職員の意識改革及びインフォームドコンセントの適切な対応、接遇向上による「信頼される病院」として接遇マニュアルの見直しを毎年実施 ○職員研修計画に基づき、認定看護師及び専門看護師の養成を目指し、院内における看護技術の向上を図る ○医療クラークの養成により、医師が診療に専念できる体制づくりを行う						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	87.9%	18年度	90.0%	19年度	80.0%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	当面、亜急性期13床を含む136床で運営する計画。					

団体名 (病院名)	三浦市(三浦市立病院)
--------------	-------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が所在する神奈川県横須賀三浦保健医療圏には、公立病院が4病院所在。(横須賀市立うわまち病院、横須賀市立市民病院(横須賀市840床)、国立病院機構久里浜アルコール症センター(横須賀市100床)、三浦市立病院(三浦市136床)※いずれも一般・療養病床の合計を記載)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	公立病院間、同一医療圏地域内病院間等におけるネットワーク化を中心とする連携について検討を行う。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年度	<内容> ○公立病院間、同一医療圏地域内病院間等におけるネットワーク化を中心とする連携について、県及び関係市が協調して取り組む。 ○「県関係市連絡会議」等により県、関係市と協議等を進め、地域における検討(「地域検討会議」設置)の必要性について、結論を得る。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	点検・評価・公表等の手段としては、 ア ホームページに掲載するとともに、意見募集ボタンを設定し閲覧者からの意見を集約する方法を取り入れたい。平成21年4月から運用開始できるよう、市統計情報課と協議しホームページ上の対応を実施していく。 イ 市議会の病院を審議する「都市厚生常任委員会」及び「財政健全化対策特別委員会」に報告し、意見等を集める方法を講じる。 ウ 市広報紙「三浦市民」を活用し、市民に公表するとともに意見等の募集窓口を知らしめ、電話・郵送による意見募集を行う。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年8月頃		
その他特記事項		今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金金の増額等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(24年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。		

■ 公立病院として地域医療の基幹的な役割を果たす

当院は市内唯一の総合病院として、CTやMRIなどの高度医療機器を備え、がん、脳卒中、糖尿病、小児医療などの専門医療の分野において、民間医療機関で担うことのできない医療を提供している。

また、救急告示病院として、一次及び二次救急を担っており、公立病院として地域医療の基幹的な役割を果たしている。

■ 自己完結型から地域完結型に転換

これまでは、総合病院として自病院で完結する自己完結型医療を目指してきたが、今後は、それぞれの医療機関や福祉施設が、得意分野を生かして機能や役割を分担するとともに、地域的なネットワークにより、医療、介護サービスを提供できるような仕組みを目指し、地域完結型医療への転換を図る。

■ ネットワークで安全、安心の医療を目指す

自己完結型から地域完結型の医療への転換に伴い、今後の当院の位置づけを、一定水準の医療、看護レベルを持った亜急性期型の病院と考え、次の役割を強化していく。

1. 近隣の横須賀市立市民病院、横須賀共済病院、うわまち病院、ハートセンターなど急性期型の病院の後方病院（14日以内といわれる短期集中的な医療の後の受け皿病院）
2. 地域の開業医の後方支援病院
3. 在宅療養患者の急性増悪時の受け皿病院

在宅への中間点として急性期病院から紹介を受けるとともに、高度な手術等については急性期病院に紹介する。また、民間診療所から紹介を受けるとともに、一定の治療、リハビリが済んだ後にまた、民間診療所に逆紹介をする、といった連携を強化し、地域のネットワークにより、安全、安心の医療を提供していく。

■ 市民全員の生涯的・統一的健康管理

平成20年度からの取組みとして、市内の民間診療所の検体受注を受けての検査ラボやCT、MRIなどの高度医療機器の撮影受託を開始した。また、検査結果をデータ化し、民間診療所と簡便にデータのやり取りが出来るようにすることで、市民の健康管理データの一元化を図り、市民の生涯的・統一的健康管理を行う「三浦アンチエイジングシステム」(※アンチエイジングとは、日本語に訳すと「抗加齢」、つまり老化を防ぐことであり、究極の予防医療につながる。アンチエイジングファミリーとは、医学的な根拠に基づく各種情報からご自身と家族の健康を見直し、生活習慣等を改善すること)の構築を目指すものである。

これにより、民間診療所を含めた地域ネットワークを構築し、市民サービスの大幅な向上が実現できるものとする。

(別紙)

団体名
(病院名)

三浦市(三浦市立病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	2,424	2,115	2,048	2,367	2,450	2,516
	(1) 料 金 収 入	2,100	1,811	1,696	2,015	2,095	2,137
	(2) そ の 他	324	304	352	352	355	379
	うち他会計負担金	182	173	209	190	192	194
	2. 医 業 外 収 益	97	118	119	127	129	127
	(1) 他会計負担金・補助金	80	99	100	109	109	108
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	17	19	19	18	20	19
	経 常 収 益 (A)	2,521	2,233	2,167	2,494	2,579	2,643
	入	1. 医 業 費 用 b	2,603	2,644	2,516	2,548	2,487
(1) 職 員 給 与 費 c		1,340	1,322	1,245	1,373	1,346	1,326
(2) 材 料 費		406	351	323	298	308	315
(3) 経 費		632	738	727	673	650	649
(4) 減 価 償 却 費		209	211	193	182	162	137
(5) そ の 他		16	22	28	22	21	23
2. 医 業 外 費 用		157	161	171	178	178	131
(1) 支 払 利 息		63	65	63	71	71	69
(2) そ の 他		94	96	108	107	107	62
経 常 費 用 (B)		2,760	2,805	2,687	2,726	2,665	2,581
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 239	▲ 572	▲ 520	▲ 232	▲ 86	62	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)			169	250	280	
	2. 特 別 損 失 (E)	6	4	3	3	3	2
	特別損益(D)-(E) (F)	▲ 6	▲ 4	166	247	277	▲ 2
純 損 益 (C)+(F)	▲ 245	▲ 576	▲ 354	15	191	60	
累 積 欠 損 金 (G)	1,187	1,763	2,117	2,102	1,911	1,851	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	434	408	408	408	541	561
	流 動 負 債 (イ)	603	969	598	394	179	179
	うち一時借入金	400	790	419	215		
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引 不良債務 (オ)	169	561	190	▲ 14	▲ 362	▲ 382	
[(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]							
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	83	392	190	▲ 204	▲ 348	▲ 20	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	91.3	79.6	80.6	91.5	96.8	102.4	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	7.0	26.5	9.3	▲ 0.6	▲ 14.8	▲ 15.2	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	93.1	80.0	81.4	92.9	98.5	102.7	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	55.3	62.5	60.8	58.0	54.9	52.7	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	169	561	751	547	199	70	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	7.0	26.5	36.7	23.1	8.1	2.8	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	7.0	26.5	9.3	▲ 0.6	▲ 14.8	▲ 15.2	
病 床 利 用 率	90.0	80.0	73.2	83.9	88.2	92.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」= (「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	三浦市(三浦市立病院)
--------------	-------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	9		577	160	18	21	
	2. 他会計出資金							
	3. 他会計負担金	88	87	88	48	60	79	
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金	1		3	3	3		
	7. その他	1		1				
	収入計(a)	99	87	669	211	81	100	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)							
	前年度許可債で当年度借入分(c)							
	純計(a)-(b)+(c)(A)	99	87	669	211	81	100	
	支 出	1. 建設改良費	11	6	22	165	23	23
		2. 企業債償還金	170	169	173	92	116	262
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他		27	1	569	9	9	9	
支出計(B)		208	176	764	266	148	294	
差引不足額(B)-(A)(C)		109	89	95	55	67	194	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	23			55	67	194	
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他	86	89	95				
	計(D)	109	89	95	55	67	194	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)								
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)								
実質財源不足額(E)-(F)								

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 261,581	() 272,243	(169,018) 478,244	(250,000) 548,600	(280,000) 581,157	() 301,714
資本的収支	() 87,677	() 86,607	() 88,607	() 48,444	() 60,222	() 78,921
合計	() 349,258	() 358,850	(169,018) 566,851	(250,000) 597,044	(280,000) 641,379	() 380,635

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。